

猪名川町告示第67号

猪名川町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の全部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年5月12日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

令和8年5月12日

要綱第53号

猪名川町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（令和7年要綱第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、猪名川町における住宅の所有者等が行う耐震改修工事等に対して補助金を交付することにより、住宅の耐震化の促進を図ること及び地震による住宅の倒壊から住民の生命を守ることを目的とし、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 1つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 戸建住宅 1つの建物が1つの住宅となっているものをいう。
- (3) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (4) その他共同住宅 戸建住宅及びマンション以外の住宅（長屋住宅を含む。）をいう。
- (5) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (6) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版、1996年版）による耐震診断
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2017年改訂版、2001年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2009年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断
 - オ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
 - カ 上記アからオまでに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (7) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。
- (8) 安全性が低いと診断されたもの 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの
 - イ 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。
 - ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。
- (9) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積並びに耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を含む。
- (10) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次

に掲げるものをいう。(ただし、カのみによる工事を除く。)

ア 基礎、柱、はり及び壁の補強工事(地盤改良工事を含む。)

イ 屋根を軽量化する工事

ウ 床面の剛性を高める工事

エ 第17号に規定するひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第2に掲げる工法に該当するものとして町長が認めるものによる工事

オ 減築工事(減築後の住宅が第1号に規定する住宅となるものに限る。)

カ 第20号に規定する附帯工事

(11) 屋根軽量化工事 住宅の屋根全体を非常に重い屋根(土葺瓦屋根)から重い屋根(棧瓦葺等)又は軽い屋根(スレート板、鉄板葺等)若しくは重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事をいい、第20号に規定する附帯工事を含む。

(12) シェルター型工事 住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工事であって、次に掲げるものをいい、第20号に規定する附帯工事を含む。

ア 別表第2に掲げる工法のいずれかに該当するものとして町長が認めるものによる工事

イ 別表第3に掲げるシェルターを設置等する工事

(13) 高齢者 交付対象年度の末日時点で満65歳以上の者をいう。

(14) 高齢者のみが居住する住宅 居住者の全員が高齢者の住宅をいう。

(15) 建替工事 安全性が低いと診断された住宅を除却し、現行の建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する住宅を、原則として、同一敷地内で新たに建築する工事をいう。

(16) 防災ベッド等 住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、次に掲げるものをいう。

ア 別表第2に掲げる装置に該当するものとして町長が認めるもの

イ 別表第4に掲げる装置

(17) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

(18) 住宅改修業者登録制度 住宅改修事業の適正化に関する条例(平成18年兵庫県条例第35号)に基づく住宅改修業者登録制度をいう。

(19) 事業者グループ 県・市町と連携して耐震化に取り組むものとして、県の登録を受けた、設計事務所及び施工業者から構成されるグループをいう。

(20) 附帯工事 次に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。

ア 補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲91センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事

イ 補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事

ウ 住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事

(7) 建具の取替え工事

(イ) 配管又は配線の切替え工事

(ロ) 既存の住宅設備機器等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事

エ 屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び樋の取替え工事

オ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替え工事

カ 劣化の改善となる工事

（補助金の交付対象）

第3条 町は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の額等に関しては、別表第5に掲げるとおりとする。

（対象となる住宅の要件等）

第4条 補助事業の対象となる住宅は、第2条第1号に定めるもののほか、原則として、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

(1) 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅

(2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

2 耐震診断及び耐震改修計画策定は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が行うものであること。

3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務

しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあっては、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 第3条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)及び町長が別に定める添付書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」という。)が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 次項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助対象経費から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて当該金額を町長に返還しなければならない。

3 町長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条第3項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の中止)

第8条 補助事業者は、補助事業の中止をする又はした場合、直ちに補助事業中止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定額等の変更)

第9条 補助事業者は、第6条第3項の規定により通知された交付決定の内容(町長が別に定める軽微な変更を除く。)及び金額(以下「交付決定額」という。)を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第7号)及び町長が別に定める添付書類を添えて、指定する期日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、第6条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 第6条第4項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

(補助事業の遂行状況報告等)

第10条 補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、町長が別に定めるところにより当該状況を報告しなければならない。

2 町長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、住宅耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助又はシェルター型工事費補助の交付決定を受けた補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施する。

3 町長は、前項の中間検査を実施することとした場合は、第6条第3項の通知の際、中間検査実施通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条の交付決定に係る町の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第11号)及び町長が別に定める添付書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第12条 町長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第10条第1項の報告があった場合及び同条第2項による中間検査を実施した場合について準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 町長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第12号)により当該補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 町長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第13号)により補助金を交付する。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により当該補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 町長は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、

その返還を命ずることができる。

- 3 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(全体設計の承認)

第18条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書（様式第15号）を町長に提出することができる。

- 2 町長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めるときは、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、補助事業に係る費用の総額を変更する場合について準用する。

(設計の確認)

第19条 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第16号）及び町長が別に定める添付書類を町長に提出することができる。

(実績の公表)

第20条 町長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事实績の公表を県が行う場合にあっては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の

翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第2条第7号関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第2条第6号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0 ※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること
(二)	第2条第6号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(三)	第2条第6号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(四)	第2条第6号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(五)	第2条第6号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
(六)	第2条第6号カによるもの	全て	上記(一)から(五)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

注) 簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点の「 1.0 」を「 0.7 」と、構造耐震指標 I_s の「 0.6 」を「 0.3 」と読み替えるものとする。

別表第2（第2条第10号エ、第12号ア、第16号関係）

1	(一般財団法人) 日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置

別表第3（第2条第12号イ関係）

No.	名称	会社名
1	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ

4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
6	セフティルーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	シェルBOX	ナスラック株式会社
8	J. Pod耐震シェルター	J. Pod&耐震工法協会
9	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
10	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
11	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
12	—	—
13	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社
14	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所
15	お部屋まるごとコンテナ型耐震シェルターまもルーム	株式会社カラフルコンテナ

別表第4（第2条第16号イ関係）

No.	名称	会社名
1	ウッド・ラック（WOOD—LUCK）	新光産業株式会社
2	防災ベッドBB—002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみつくベッドシェルター	NPO法人つみっ庫くらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
10	シェルターユニットバス（UB）	J建築システム株式会社
11	耐震小型シェルター「構—kamae—」テーブルタイプ	株式会社安信

別表第5（第3条関係）

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助								
	住宅耐震改修計画策定費補助								
	<p>兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p>								
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費（ただし、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）								
補助率	2/3								
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は200,000円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、33,000円を限度とする。							
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は120,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、40,000円/戸を限度とする。							
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）を下表に基づき区分し、面積区分ごとの交付限度額単価をそれぞれ乗じて得た額を合算した額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、下表に基づき算出される額に1/3を乗じて得た額を限度とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>面積区分</th> <th>交付限度額単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以内の部分</td> <td>2,400円/㎡</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分</td> <td>1,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡を超える部分</td> <td>700円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	面積区分	交付限度額単価	1,000㎡以内の部分	2,400円/㎡	1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,000円/㎡	2,000㎡を超える部分
面積区分	交付限度額単価								
1,000㎡以内の部分	2,400円/㎡								
1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,000円/㎡								
2,000㎡を超える部分	700円/㎡								
適用除外する事項	—								
その他の事項	1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。								

	<p>2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>3 その他共同住宅とは、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外の住宅をいう。</p>
--	---

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修工事費補助
	<p>次の第1項及び第2項に掲げる要件をいずれも満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、兵庫県民（個人）に限る。マンションについては第2項を除く。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者（区分所有のマンションにおいては管理組合）</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が13,950,000円）以下の者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額500,000円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）
補助率	戸建住宅：4/5、その他共同住宅：4/5、マンション：1/2
補助金の額	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は1,150,000円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、この事業若しくは県補助事業「わが家の耐震改修促進事業」又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」における「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p>

	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は450,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）									
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）に25,850円/平方メートルを乗じた額又は下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延べ面積の区分（注）</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td>3,090万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td>6,180万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>9,270万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>13,900万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）居住の用に供する部分に限る。</p>	延べ面積の区分（注）	絶対限度額	1,000㎡以上5,000㎡以内	3,090万円	5,000㎡を超え10,000㎡以内	6,180万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,270万円	15,000㎡超
延べ面積の区分（注）	絶対限度額										
1,000㎡以上5,000㎡以内	3,090万円										
5,000㎡を超え10,000㎡以内	6,180万円										
10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,270万円										
15,000㎡超	13,900万円										
適用除外する事項	—										
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること（マンションの場合を除く。その他共同住宅の場合は第1号に限る。）。</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p> <p>4 その他共同住宅とは、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外の住宅をいう。</p>										

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
	<p>次の第1項及び第2項に掲げる要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐</p>

	<p>震型改修工事) 」を除く。)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が13,950,000円)以下の者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。)の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費(総額500,000円以上のものに限る。)
補助率	住宅耐震改修計画策定費:2/3、住宅耐震改修工事費:4/5
補助金の額	<p>耐震診断及び住宅耐震改修計画策定に要する経費に2/3を乗じた額(200,000円を上限とする。)及び耐震改修工事に要する経費に4/5を乗じた額(1,150,000円を上限とする。)を合計した額(千円未満の端数切捨て)。</p> <p>ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助(改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p>
適用除外する事項	—
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>2 事業者グループを構成する事業者で、実績の公表に同意しているものとの契約による耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事であること。</p> <p>3 「屋根軽量化工事費補助(改修前の上部構造評点0.7以上の場合に限る。）」又はわが家の耐震改修促進事業における「住宅耐震改修工事費補助(部分改修型工事)」の補助金を受けたことがある住宅でないこと。</p>

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	簡易耐震改修工事費補助
	<p>次の第1項及び第2項に掲げる要件をいずれも満たす者(ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、兵庫県民(個人)に限る。マンションについては第2項を除く。)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者(区分所有のマンションにおいては管理組合)</p> <p>(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はIs0.3未満のもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p>

	<p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が13,950,000円）以下の者</p>										
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額が500,000円以上のものに限る。その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を控除する。</p>										
補助率	<p>戸建住宅：4/5、その他共同住宅：4/5、マンション：1/2</p>										
補助金の額	戸建住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は600,000円のいずれか低い額。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、33,000円（定額）とする。</p>									
	その他共同住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は250,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、40,000円/戸（定額）とする。</p>									
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。以下同じ。）に12,900円/平方メートルを乗じた額若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、延べ面積に12,900円/平方メートルを乗じた額に1/5を乗じた額又は下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額に1/5を乗じた額のいずれか低い額（ただし、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="547 1592 1385 1803"> <thead> <tr> <th>延べ面積の区分^(注)</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td>1,540万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td>3,090万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>4,630万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>6,950万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 居住の用に供する部分に限る。</p>	延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額	1,000㎡以上5,000㎡以内	1,540万円	5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,090万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,630万円	15,000㎡超
延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額										
1,000㎡以上5,000㎡以内	1,540万円										
5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,090万円										
10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,630万円										
15,000㎡超	6,950万円										
適用除外する事項	<p>—</p>										
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上であることが確認できること。</p>										

	<p>2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者いずれかとの契約による工事であること（マンションの場合を除く。その他共同住宅の場合は第1号に限る。）。</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p> <p>3 その他共同住宅とは、住宅のうち、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外のものをいう。</p>
--	---

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助														
	屋根軽量化工事費補助														
	<p>次の第1項及び第2項に掲げる要件をいずれも満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、兵庫県民（個人）に限る。マンションについては第2項を除く。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者（区分所有のマンションにおいては、管理組合）</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p>														
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">屋根の仕様</th> <th rowspan="2">上部構造評点</th> </tr> <tr> <th>改修前</th> <th>改修後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に重い屋根</td> <td>軽い屋根</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>重い屋根</td> <td>軽い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>非常に重い屋根</td> <td>重い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	屋根の仕様		上部構造評点	改修前	改修後	非常に重い屋根	軽い屋根	0.4	重い屋根	軽い屋根	0.5	非常に重い屋根	重い屋根	0.5
屋根の仕様		上部構造評点													
改修前	改修後														
非常に重い屋根	軽い屋根	0.4													
重い屋根	軽い屋根	0.5													
非常に重い屋根	重い屋根	0.5													
	<p>2 所有者の所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が13,950,000円）以下の者</p>														
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の補助事業の対象となる者の第1項の表中の屋根の仕様を示す改修工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額が500,000円以上のものに限る。その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）</p>														

補助率	戸建住宅：定額、その他共同住宅：1/2、マンション：1/2										
補助金の額	戸建住宅	補助対象となる経費又は600,000円のいずれか低い額									
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は250,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）									
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）に12,900円/平方メートルを乗じた額若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>延べ面積の区分^(注)</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td>1,540万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td>3,090万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>4,630万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>6,950万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 居住の用に供する部分に限る。</p>	延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額	1,000㎡以上5,000㎡以内	1,540万円	5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,090万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,630万円	15,000㎡超
延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額										
1,000㎡以上5,000㎡以内	1,540万円										
5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,090万円										
10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,630万円										
15,000㎡超	6,950万円										
適用除外する事項	—										
その他の事項	<p>1 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること（マンションの場合を除く。その他共同住宅の場合は第1号に限る）。</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p> <p>2 その他共同住宅とは、住宅のうち、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外のものをいう。</p>										

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助						
	シェルター型工事費補助						
	<p>次の第1項及び第2項に掲げる要件をいずれも満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が13,950,000円）以下の者</p>						
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）におけるシェルター型工事（総額が500,000円以上のものに限る。）又は防災ベッド等の装置の設置（総額が100,000円以上のものに限る。）に要する経費（その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）						
補助率	定額						
補助金の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合</td> <td>シェルター型工事の場合は、補助事業の対象となる経費又は850,000円のいずれか低い額（千円未満切捨て）とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、100,000円とする。</td> </tr> <tr> <td>2 1以外の場合</td> <td>シェルター型工事は、補助事業の対象となる経費又は600,000円のいずれか低い額とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、100,000円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助金額	1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合	シェルター型工事の場合は、補助事業の対象となる経費又は850,000円のいずれか低い額（千円未満切捨て）とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、100,000円とする。	2 1以外の場合	シェルター型工事は、補助事業の対象となる経費又は600,000円のいずれか低い額とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、100,000円とする。
区分	補助金額						
1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合	シェルター型工事の場合は、補助事業の対象となる経費又は850,000円のいずれか低い額（千円未満切捨て）とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、100,000円とする。						
2 1以外の場合	シェルター型工事は、補助事業の対象となる経費又は600,000円のいずれか低い額とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、100,000円とする。						
適用除外する事項	—						
その他の事項	—						

補助事業の対象となる者	建替工事費補助
	<p>次の各号の要件をいずれも満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、兵庫県民（個人）に限る。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>なお、マンションについては、この項において「所有者」を「管理組合」に読み替える。</p>

	<p>(1) 除却する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の所有者又はその所有者に準ずると認める者</p> <p>(2) 新たに建築する住宅の所有者</p> <p>(3) 所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が13,950,000円）以下の者（マンションの場合を除く。）</p>
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が、第1項に該当する住宅の敷地内において第1項に該当する住宅を除却し、第2項に定める住宅に同一敷地内で建て替える工事（総額が1,000,000円以上のものに限る。その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る工事に限る。）に要する経費。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅については、当該補助金の額を控除するものとする。</p> <p>1 除却する住宅は、次の各号の要件を満たすこと</p> <p>(1) 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）</p> <p>(2) 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 以下に掲げる要件のいずれかを満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 建て替え後の住宅は、以下の全ての要件を満たすこと</p> <p>(1) 所有者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであること。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設された住宅の内、3戸以上</p>

	<p>のもので、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき立地を適正なものとするために行われた町長の勧告に従わなかった旨の公表に係るものでないこと。ただし、令和4年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p>										
補助率	戸建住宅：4/5、その他共同住宅：4/5、マンション：1/2										
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は1,150,000円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）									
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は450,000円に補助事業の対象となる者が除却する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）									
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる者が除却する住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）に25,850円/平方メートルを乗じた額、若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>延べ面積の区分^(注)</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td>3,090万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡内</td> <td>6,180万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>9,270万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>13,900万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 居住の用に供する部分に限る。</p>	延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額	1,000㎡以上5,000㎡以内	3,090万円	5,000㎡を超え10,000㎡内	6,180万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,270万円	15,000㎡超
延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額										
1,000㎡以上5,000㎡以内	3,090万円										
5,000㎡を超え10,000㎡内	6,180万円										
10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,270万円										
15,000㎡超	13,900万円										
適用除外する事項	—										
その他の事項	<p>その他共同住宅とは、住宅のうち、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外のものをいう。</p>										

別に定める事項

関係条項	内容
	住宅耐震改修計画策定費補助
<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震1-1号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書(個表)) 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 4 住宅の付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 5 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 6 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
<p>第9条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)</p> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) 2 耐震改修工事費用の見積書 3 交付決定通知書の写し 4 様式第耐震3号(耐震診断報告書) 5 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図

	(2) 平面図、立面図（耐震改修前後） (3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し等 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの） (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日。
第22条第1項 （財産の処分制限）	（処分制限期間） —

関係条項	内容
	住宅耐震改修工事費補助
第5条 （交付申請）	(添付書類) 1 様式第耐震1—2号（耐震改修工事住宅概要書（個表）） 2 様式第耐震2号（補助金算定・精算書） 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し（全住戸分） (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等） 5 様式第耐震3号（耐震診断報告書） 6 所得証明書の写し（全住戸分（マンションの場合を除く）） 7 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 配置図 (3) 平面図、立面図（耐震改修前後） (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 9 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し

	<p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証（マンションの場合を除く）</p> <p>(2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る）</p> <p>10 様式第耐震5-1号（耐震改修工事実績公表同意書）（マンションの場合を除く）</p> <p>11 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第耐震2号（補助金算定・精算書）</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 様式第耐震4号（耐震改修工事実施確認書）</p> <p>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等</p> <p>5 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書）（マンションの場合を除く）</p> <p>6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日</p>
第22条第1項 (財産の処分制限)	<p>(処分制限期間) —</p>

関係条項	内容
	耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第耐震1-3号（耐震診断・耐震改修計画策定・耐震改修工事住宅概要書）</p> <p>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し（全住戸分）</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p>

	<p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）</p> <p>4 所得証明書の写し</p> <p>5 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>6 事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類</p> <p>7 様式第耐震5-1号（耐震改修工事実績公表同意書）</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	(指定期日) 当該各事業に着手する前
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(軽微な変更)</p> <p>補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>第5条関係の各添付書類に準じる。</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第耐震2-2号（補助金算定・精算書）</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 様式第耐震3号（耐震診断報告書）</p> <p>4 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面図、立面図（耐震改修前後）</p> <p>(3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>5 様式第耐震簡4号（耐震改修工事実施確認書）</p> <p>6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し等</p> <p>7 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書）</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日</p>
第22条第1項 (財産の処分制限)	<p>(処分制限期間) —</p>

関係条項	内容
	簡易耐震改修工事費補助
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震簡1号(耐震改修住宅概要書(個表)) 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分) <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 4 所得証明書の写し(全住戸分(マンションの場合を除く)) 5 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 6 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 7 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し(マンションの場合を除く) 8 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)(マンションの場合を除く) 9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)</p> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震簡2号(補助金精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震簡3号(耐震診断報告書)

	<p>4 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面図、立面図（耐震改修前後）</p> <p>(3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>5 様式第耐震簡4号（耐震改修工事実施確認書）</p> <p>6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し等</p> <p>7 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書）（マンションの場合を除く）</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>（指定期日）</p> <p>当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日</p>
第22条第1項 （財産の処分制限）	（処分制限期間） —

関係条項	内容
	屋根軽量化工事費補助
第5条 （交付申請）	<p>（添付書類）</p> <p>1 様式第耐震部分1号（耐震改修工事住宅概要書（個表））</p> <p>2 様式第耐震部分2号（補助金算定・精算書）</p> <p>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し（全住戸分）</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）</p> <p>5 様式第耐震部分3号（耐震工事事業計画書）</p> <p>6 所得証明書の写し（全住戸分（マンションの場合を除く））</p> <p>7 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 平面図、立面図（耐震改修前後）</p> <p>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>8 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p>

	<p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</p> <p>9 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証（マンションの場合を除く）</p> <p>(2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅に限る）</p> <p>10 様式第耐震5-1号（耐震改修工事実績公表同意書）（マンションの場合を除く）</p> <p>11 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>当該各事業に着手する前</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(軽微な変更)</p> <p>補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>第5条関係の各添付書類に準じる。</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第耐震部分2号（補助金算定・精算書）</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 様式第耐震部分4号（耐震改修工事実施確認書）</p> <p>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等</p> <p>5 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書）（マンションの場合を除く）</p> <p>6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日</p>
第22条第1項 (財産の処分制限)	<p>(処分制限期間)</p> <p>—</p>

関係条項	内容
	シェルター型工事費補助

<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書(個表)) 2 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 5 改修後の住宅の居住者の全員が高齢者の場合、その居住者全員の年齢(生年月日)が分かる書類(居住者全員の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等) 6 様式第耐震部分3号(耐震工事業計画書) 7 所得証明書の写し(マンションの場合を除く) 8 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図、立面図(耐震改修前後) (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 9 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前</p>
<p>第9条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)</p> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
<p>第11条</p>	<p>(添付書類)</p>

(実績報告)	1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書)
	2 交付決定通知書の写し
	3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書)
	4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等
	5 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日
第22条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内容
	建替工事費補助
第5条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 4 除却する住宅の簡易耐震診断結果 5 所有者等の所得証明書の写し(マンションの場合を除く) 6 建替工事の見積書 7 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 8 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(ただし、完了実績報告において、建替後の住宅(建築確認において、省エネルギー基準への適合に係る審査が行われている場合に限る。)の建築確認通知書及びその添付図書を提出する場合は、添付を要しない。) (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書

	(2) その他の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類 9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
	(指定期日) 当該各事業に着手する前
第9条第1項 (変更交付申請)	(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）
	(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第10条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 交付決定通知書の写し 2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書 (2) 前号に掲げるもののほか住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類 3 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し等 4 新たに建築する住宅の検査済証 5 完了写真 6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日
第22条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内容
	防災ベッド等設置助成事業
第5条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第建防1号（住宅概要書） 2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の建築年月を証明する書類

	<p>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）</p> <p>4 簡易耐震診断結果</p> <p>5 住民票の写し</p> <p>6 所得証明書の写し</p> <p>7 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>当該各事業に着手する前</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(軽微な変更)</p> <p>補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>第5条関係の各添付書類に準じる。</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <p>1 交付決定通知書の写し</p> <p>2 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し等</p> <p>3 完了写真</p> <p>4 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日</p>
第22条第1項 (財産の処分制限)	<p>(処分制限期間)</p> <p>—</p>

補助金交付申請書

年 月 日

猪名川町長 様

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	
電子メール	

年度において、猪名川町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

住宅の所在地			
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)</small>	住宅 の 区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> その他共同住宅 (長屋・アパート等)
		<input type="checkbox"/> マンション (3階以上かつ1,000㎡以上)	
申請者と住宅所有者 の関係	<input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 所有者の二親等以内の親族 (所有者の年齢： 歳) <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助のメニュー※			
申請額	補助事業の対象となる経費		補助金交付申請額
	円		円
工事予定期間	着 工	年 月 日	完了
			年 月 日

※補助のメニューは、次のいずれかを記載

- ・住宅耐震改修計画策定費補助、
- ・住宅耐震改修工事費補助、
- ・耐震改修計画・工事費パッケージ型補助、
- ・簡易耐震改修工事費補助、
- ・屋根軽量化工事費補助、
- ・シェルター型工事費補助

町受付欄

補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

猪名川町長

年 月 日付 第 号で申請があった猪名川町住宅耐震化促進事業（ 補助）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、猪名川町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金交付決定の内容

住宅の所在地			
住宅の所有者氏名 <small>（団体の場合は、その名称及び代表者氏名）</small>	住宅 の 区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> その他共同住宅（長屋・アパート等） <input type="checkbox"/> マンション（3階以上かつ1,000㎡以上）	
補助のメニュー			
補助金の額等	補助事業の対象となる経費	補助金交付決定額	
	円	円	
工事予定期間	着 工	年 月 日	完 了 令和 年 月 日

2 補助の条件

- (1) この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は、当該申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- (3) この事業は、完了の日から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日までに完了実績報告を提出すること。
- (4) 補助事業を中止した場合は、直ちに同項に基づき補助事業中止届を町長に提出すること。
- (5) 補助の対象とする住宅又は補助金の額に変更が生じる場合は、同要綱第9条第1項に基づき、補助金変更交付申請書を提出すること。
- (6) 補助事業者が、消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる者の場合、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らか場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前述により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて当該金額を町長に返還しなければならない。
- (7) その他、別紙のとおりとする。

※ 本事業の補助を受けて住宅の耐震改修工事を行う場合、「住宅改修業者登録制度」による登録又は事業者グループの登録を受け、補助の実績を県のホームページで公表できる事業者等との契約が必要となりますのでご注意ください。（住宅耐震改修計画策定費補助・シェルター型工事費補助の場合は除く）

別紙（補助金交付の条件）

1. 事業の遂行状況の確認のため、中間検査を行う場合がある。

※1 住宅耐震化補助のうち耐震改修計画・工事費パッケージ型補助の場合は、耐震改修計画の策定を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計報告書に町長が定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

※2 部分型耐震化補助のうち簡易耐震改修工事費補助の場合は、申請者が希望する場合、計画策定後着工までの間に、設計確認書を提出することが出来る。

2. 実績報告の際には、以下の補助対象工事とされた工事すべてについて、撮影した工事状況写真（施工前、施工中、施工後）を提出すること。

(1) 基礎工事

アンカー打設・鉄筋取付、コンクリート出来型、クラック補修 等

(2) 耐力壁設置工事

既存壁撤去、補強材設置、補強材と既存の柱・横架材等との接合部（隠蔽される部分を含む）、床補強工事 等

(3) 屋根工事

既存瓦、既存軒樋撤去、下地補修 等

(4) その他の工事

交付決定において補助対象とされた上記以外の工事

（ご注意）

工事写真の撮り忘れ等により必要な書類が提出できない場合や、交付決定時の工事計画と実際の工事が異なる場合等は補助金を交付できない場合があります。

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

猪名川町長 様

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	
電子メール	

年 月 日付 第 号により交付決定通知のあった猪名川町住宅耐震化促進事業補助金については、同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額 額の確定通知書 年 月 日付 第 号	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

補助事業中止届

年 月 日

猪名川町長 様

（申請者）

住 所	〒
氏 名	（※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名）
電話番号	
電子メール	

（上記代理人）

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	
電子メール	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記の事業を中止したので、猪名川町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、届け出ます。

記

住宅の所在地			
住宅の所有者氏名 <small>（団体の場合は、その名称及び代表者氏名）</small>	住宅 の 区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> その他共同住宅（長屋・アパート等）
		<input type="checkbox"/> マンション（3階以上かつ1,000㎡以上）	
補助のメニュー			
補助金の額等	補助事業の対象となる経費	補助金交付決定額	
	円	円	

※補助のメニューは、次のいずれかを記載
 ・住宅耐震改修計画策定費補助、 ・住宅耐震改修工事費補助、 ・耐震改修計画・工事費パッケージ型補助、 ・簡易耐震改修工事費補助、
 ・屋根軽量化工事費補助、 ・シェルター型工事費補助

中止の理由	
中止した年月日	年 月 日

町受付欄

補助金変更交付申請書

年 月 日

猪名川町長 様

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	
電子メール	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった補助事業を変更したいので、猪名川町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、申請します。

1 補助する住宅の概要及び事業内容等

住宅の所在地			
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)</small>	住宅 の 区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> その他共同住宅 (長屋・アパート等)
		<input type="checkbox"/> マンション (3階以上かつ1,000㎡以上)	
補助のメニュー※			
補助金の額等	補助事業の対象となる経費		補助金交付決定額
	(円) 円		(円) 円
工事(予定)期間	着 工	(年 月 日) 年 月 日	完 了 (年 月 日) 年 月 日

変更がある項目は、変更前を上段()に、変更後を下段に記載すること。

※補助のメニューは、次のいずれかを記載

- ・住宅耐震改修計画策定費補助、
- ・住宅耐震改修工事費補助、
- ・耐震改修計画・工事費パッケージ型補助、
- ・簡易耐震改修工事費補助、
- ・屋根軽量化工事費補助、
- ・シェルター型工事費補助

2 変更する内容及びその理由

町受付欄

補助金変更交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

猪名川町長

年 月 日付 第 号で変更交付申請のあった猪名川町住宅耐震化促進事業（ 補助）補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので、猪名川町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 変更後の補助金交付決定の内容

住宅の所在地			
住宅の所有者氏名 <small>（団体の場合は、その名称及び代表者氏名）</small>	住宅 の 区分		<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> その他共同住宅（長屋・アパート等） <input type="checkbox"/> マンション（3階以上かつ1,000㎡以上）
補助のメニュー			
補助金の額等	補助事業の対象となる経費		補助金交付決定額
	円		円
工事予定期間	着 工	年 月 日	完 了 年 月 日

2 補助の条件

- (1) この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で変更交付申請のあった事業とし、その内容は、当該申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、補助金交付要綱に従って、従わなければならない。
- (3) この事業は、完了の日から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する町の会計年度の2月27日のいずれか早い日までに完了実績報告を提出すること。
- (4) 補助事業を中止した場合は、直ちに同項に基づき補助事業中止届を町長に提出すること。
- (5) 補助の対象とする住宅又は補助金の額に変更が生じる場合は、同要綱第9条第1項に基づき、補助金変更交付申請書を提出すること。
- (6) 補助事業者が、消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる者の場合、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて当該金額を町長に返還しなければならない。
- (7) その他、別紙のとおりとする。

中間検査実施通知書

第 年 月 日 号

様

猪名川町長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記住宅について、猪名川町住宅耐震化促進事業事業（ 補助）の中間検査を行うこととしたので、猪名川町住宅耐震化促進事業事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき通知します。

中間検査の受検に際しては、申請者側から町役場担当者に連絡し、検査日時を決定してください。

中間検査を受検しなかった場合、補助金が交付できない場合があります。申請者は、中間検査時に申請書の写し及び契約書の原本と写しを準備してください。

記

住宅の所在地			
申請者氏名 <small>（団体の場合は、その名称及び代表者氏名）</small>	住宅 の 区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> その他共同住宅（長屋・アパート等）
補助のメニュー		<input type="checkbox"/> マンション（3階以上かつ1,000㎡以上）	

※ 中間検査は、新たに設置した筋交いや金物などの補強材が目視で確認できる時期に受検してください。

《猪名川町担当者連絡先》 猪名川町 課 担当： 電話：

補助事業実績報告書

年 月 日

猪名川町長 様

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	
電子メール	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、年度猪名川町住宅耐震化促進事業（ 補助）を下記のとおり実施したので、猪名川町住宅耐震化促進事業事業補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を報告します。

記

交付決定を受けた住宅の概要及び事業内容等

住宅の所在地			
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)</small>	住宅 の 区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> その他共同住宅 (長屋・アパート等)
		<input type="checkbox"/> マンション (3階以上かつ1,000㎡以上)	
補助のメニュー※1			
補助金の額等	補助事業の対象となる経費		補助金交付決定額
	円		円
工事期間※2	着 工	(年 月 日) 年 月 日	完 了 (年 月 日) 年 月 日

※1 補助のメニューは、次のいずれかを記載
 ・住宅耐震改修計画策定費補助、 ・住宅耐震改修工事費補助、 ・耐震改修計画・工事費パッケージ型補助、 ・簡易耐震改修工事費補助、
 ・屋根軽量化工事費補助、 ・シェルター型工事費補助

※2 交付決定を受けた内容を上段（ ）に、実績を下段に記載すること。

町受付欄

補助金額確定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

猪名川町長

年度猪名川町住宅耐震化促進事業（補助）補助金として、下記
のとおり補助金を確定したので、通知します。

記

確定額 金 円

補助金請求書

年 月 日

猪名川町長 様

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	
電子メール	

年 月 日付 第 号で補助金額の確定通知を受けた下記の事業の補助金を請求します。

記

補助金額の確定通知を受けた事業

住宅の所在地			
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)</small>	住宅 の 区分		<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> その他共同住宅 (長屋・アパート等) <input type="checkbox"/> マンション (3階以上かつ1,000㎡以上)
補助のメニュー※1			
請求金額	金	円也	

※1 補助のメニューは、次のいずれかを記載

- ・住宅耐震改修計画策定費補助、
- ・住宅耐震改修工事費補助、
- ・耐震改修計画・工事費パッケージ型補助、
- ・簡易耐震改修工事費補助、
- ・屋根軽量化工事費補助、
- ・シェルター型工事費補助

町受付欄

補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日

様

猪名川町長

（ 年 月 日付で申請のあった猪名川町住宅耐震化促進事業
補助）補助金については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 取消しの理由

全体設計承認（変更）申請書

年 月 日

猪名川町長 様

（申請者）

住 所	〒
氏 名	（※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名）
電話番号	
電子メール	

（上記代理人）

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	
電子メール	

年度猪名川町住宅耐震化促進事業（ 補助）に係る工事について、猪名川町住宅耐震化促進事業事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により、全体設計承認を受けたいので、申請します。

記

1. 対象住宅

所有者	
所在地	
建て方	1 戸建住宅 2 その他共同住宅（ 戸） 3 マンション（ 戸）
階数	地上 階 地下 階 塔屋 階
構造	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）
延床面積	㎡（うち店舗等面積 ㎡）
建築年月日	昭和 年 月 日

2. 経費の配分

	全体計画	年度別計画			
		令和	年度	令和	年度
補助事業に要する経費	円		円		円
補助対象経費	円		円		円
補助金の額	円		円		円

3. 事業期間（予定）

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 全体設計承認を必要とする理由

（備考）全体設計の変更申請の場合には、変更前を上段かっこ書きとすること。

設 計 確 認 書

猪名川町長 様

設 計 者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 建築士事務所名
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった耐震改修に要する経費等については、下記のとおり補助要件を満たしていることを確認しました。

記

1 設計内容

1 住宅の名称	
所在地	〒
2 耐震診断の方法	
3 改修前における耐震診断結果	(所 見)
評点_____	
4 改修後における耐震診断結果	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
評点_____	
5 備 考	

2 補助対象経費

	区 分	費 用	概 要
補助対象経費	耐震診断費用		
	計画策定費用		
	耐震改修工事費用		
	計		
補助対象外経費			
総費用			

【添付資料】

- 1 チェックリスト
- 2 図面
- 3 設計計算書
- 4 見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）

※簡易耐震改修工事費補助のみのチェックリストですが、【1】(2)・(3)の評点を「0.7」⇒「1.0」に変更すれば、住宅耐震改修工事費補助や住宅耐震改修計画策定費補助でも使用することが可能です。

別紙チェックリスト

猪名川町住宅耐震化促進事業（簡易耐震改修工事費補助）チェックリスト

※耐震補強設計を行った建築士の方が記入してください

以下のとおり当該申請書について適切に作成されていることを確認しました。	
設計者氏名	() 建築士 () 登録第 号
建築士事務所名	() 知事登録第 号
住宅の所有者	
住宅の所在地	

【1】補強設計の適性チェック

(木造で「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法の場合)

YES 又は NO に○を記入してください。該当しない場合は-を記入してください。

項目	確認内容及び数値等記入	YES	NO
(1) 診断対象部分	昭和56年6月1日以降の増築部分が構造的に独立していることを確認した 建築物全体を耐震診断の対象とした		
(2) 改修前の評点	改修前の評点が0.7未満である		
(3) 改修後の評点	改修後の評点が0.7以上である		
(4) 耐震診断方法 (改修後)	次のア～ウいずれかに該当する(○で囲んでください) ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版)による一般診断法又は精密診断法 イ 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断 ウ 上記ア・イに掲げる方法と同等と認められる耐震診断耐震診断方法()		
(5) 延べ面積	耐震改修工事住宅概要書(様式第耐震定第1号)とおおむね同じである 交付申請時()㎡≒今回診断面積()㎡		
(6) 適用範囲	丸太組工法、旧38条認定、型式適合認定のいずれにも該当していない		
(7) モデル化	壁配置、柱スパン、各室形状等が構造図や診断モデルと整合している		
(8) 構造形式	平面的混構造ではない木造住宅である		
(9) 荷重の割増し	多雪区域なので割増しを行った 割増係数(倍)		
(10) 地盤	地盤災害の可能性の有無を判断するために建物周辺の地形・地盤を調査した		
(11) 短辺割増し			
・簡便法の場合	短辺の長さが4.0m未満なので1.13倍とした		
・精算法の場合	短辺の長さが6.0m未満であり		
ア	4.0m未満なので1.3倍とした		
イ	4.0m以上6.0m未満なので1.15倍とした		
(12) 接合部低減係数	低減係数は、接合部Ⅰ～接合部Ⅳ、基礎Ⅰ～基礎Ⅲの組合せを考慮し適切に算出した		
・接合部Ⅰの場合	金物を平成12年建設省告示1460号二の表から選定し妥当性を確認した		

のみの確認事項	金物をN値計算により選定し換算N値計算書の添付、妥当性を確認した		
	金物の種類の妥当性を確認するとともに、図面に明記した		

項目	確認内容及び数値等記入	YES	NO
(13) 耐力算定用面積	庇・バルコニー等の面積の加算は適切である		
(14) 保有耐力	強さ $P = P_w + P_e$ の加算は適切である (P_w : 壁の耐力、 P_e : その他の耐震要素の耐力)		
(15) 壁強さ倍率	壁強さ倍率は二重加算していない		
	筋交いと合板の壁強度の合計が 10kN/m を超える場合は 10kN/m とした		
(16) 壁長さ	筋交いの場合は 90 cm 以上、面材の場合は 60 cm 以上のみを計測した		
(17) 配置低減	耐力要素の配置、剛性率や偏心率等の状況に応じた適切な低減を行った		
(18) 劣化事象	劣化事象が認められたので係数の低減を行った		
(19) 上部構造評点	各階・各方向 (X・Y) について、保有する耐力を必要耐力で除した値を算出し、その最小値を上部構造評点とした		
(20) 基礎	現況及び計画の基礎の状況が計算書と整合していることを確認した		

【2】補助対象工事費の適性チェック

※住宅の耐震性能の向上のために行う工事は補助対象となりますが、単なるリフォーム工事は補助対象外です。ただし、下表に示すとおり、一部は附帯工事として補助対象となります。

項目	確認内容及び数値等記入	YES	NO
(1) 本体工事の内容	以下のア～カ以外の経費が含まれていないことを確認した ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。） イ 屋根を軽量化する工事 ウ 床面の剛性を高める工事 エ 知事が別途認める工法により耐震改修を行い、かつ、上記アと同等の耐震性を有するものと認められるもの オ 減築工事（減築後も設備要件を満たすものに限る） カ 上記の工事に伴い必要となる附帯工事		
(2) 附帯工事の内容	① 補強する壁の周囲 91 cm 範囲内の外壁及び耐震改修工事を実施する室に係る、内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事のみが補助対象		
	② 附帯工事は、撤去・復旧であり機能向上となっていない		
	③ 建具の取り替え工事、配管・配線の切替工事及び既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取り付けに係る工事は耐力壁設置工事に伴い必要となるものである		
	④ 屋根の下地材及び樋の取り替え工事は屋根の軽量化に伴うものである		
	⑤ 屋根の軽量化に伴う樋工事には堅樋を含んでいない		
	⑥ 劣化改善工事は耐震改修と同時に行うものである		

猪名川町住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修計画策定費補助）申請者用チェックシート

□ 実績報告書

提出時チェック□

確認項目	確認結果
1. 補助事業実績報告書（様式第11号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 申請者の住所(郵便番号) 及び氏名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 上記代理人の住所(郵便番号) 及び氏名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(3) 交付決定通知書との整合性（交付決定年月日、番号、補助金額等）	<input type="checkbox"/> 適
(4) 事業の着手年月日、完了年月日（契約書、領収書の日付との整合性） ・着手年月日の <u>上段は申請内容</u> 、下段（実績）は <u>契約書契約日</u> ・完了年月日の <u>上段は申請内容</u> 、下段（実績）は <u>領収書支払日</u>	<input type="checkbox"/> 適
2. 補助金算定書（様式第耐震2号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 補助金 <u>算定</u> ・ <u>精算</u> 書 になっているか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 見積者の記名はあるか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 下記のとおり <u>見積り</u> ・ <u>精算</u> 致します になっているか	<input type="checkbox"/> 適
(3) 住宅耐震改修計画策定費補助に○で囲われているか	<input type="checkbox"/> 適
(4) 工事費（見積額）は正しく記載（内訳書と一致）されているか	<input type="checkbox"/> 適
3. 交付決定通知書（写し）が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有
4. 耐震診断報告書（様式第耐震3号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 耐震診断を行った建築士（耐震診断者）の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 改修前後における耐震診断計算書の添付	<input type="checkbox"/> 適
5. 住宅耐震改修に係る図書（設計図書には建築士の記名）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 付近見取り図	<input type="checkbox"/> 適
(2) 配置図	<input type="checkbox"/> 適
(3) 平面図及び立面図（耐震改修前後）	<input type="checkbox"/> 適
(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書（詳細図、屋根伏図等）	<input type="checkbox"/> 適
(5) 作成日は適正か	<input type="checkbox"/> 適
6. 耐震改修計画策定に係る契約書（写し）及び領収書（写し）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 契約書原本と写しの整合性（ <u>提出時に原本提示</u> ）	<input type="checkbox"/> 提出時
(2) 契約日（ <u>交付決定通知年月日以降となっているか</u> ）	<input type="checkbox"/> 適
(3) 交付申請時の見積額と契約額の相違 ※補助金額が変更となる場合は変更交付申請が必要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(4) 契約書・領収書の金額は <u>全体契約額(1-(4)摘要)</u> と同じか？	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(5) 問(6)対象外の時、契約書・領収書の金額は収支決算書計と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(6) 収入印紙が貼付されているか	<input type="checkbox"/> 適
7. 委任状（代理人が申請手続を行う場合）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
8. 添付資料の順番はあっているか（上記1～8の順番）	<input type="checkbox"/> 適
9. 上部構造点等が必要値の2倍を超える場合理由書が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
10 補助金請求書（金額・住所・氏名のみ記入、日付は記入しない）	<input type="checkbox"/> 有

耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書（個表）

（住宅耐震改修計画策定費補助）

住宅の名称			
住宅の所在地 (地名地番)			<input type="checkbox"/> 所有者の住所と同一 <input type="checkbox"/> 所有者の住所と別
住宅の所有者 (所有者と申請者が <input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる)	氏名	(所有者と申請者が異なる場合のみ記載) 生年月日 年 月 日	
	住所	〒 _____ 電話 _____	
申請者 住宅所有者と申請者が異なる 場合のみ記載	氏名	所有者との関係	
	住所	〒 _____ 電話 _____	
建築確認年月日	年 月 日 第 号 ・ 不明		
検査済証	年 月 日 第 号 ・ 不明		
建築年月	年 月頃竣工		
形態種別	1 戸建住宅 棟数 棟、戸数 戸 (うち補助対象戸数 戸) 2 その他共同住宅 戸 (うち補助対象戸数 戸) 3 マンション		
規 模 (改修前)	地上 階 地下 階 塔屋 階		
	建築面積	m ² 延べ面積	m ²
設 備 要 件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口		
店舗等併用住宅の 場合の規模	店舗等の用に供 する部分の 床 面 積	m ²	延べ面積に対する 店舗等の用に供する部分 の床面積の割合 %
構 造 種 別	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他 ()		
住宅耐震改修計画 策定費補助金額	円		
住宅耐震改修計画 策定費算定	戸建 住宅	<input type="checkbox"/> 円 (上限) <input type="checkbox"/> 円 耐震診断・耐震改修計画策定見積額 () × 2/3	
	そ の 他 共 同 住 宅	<input type="checkbox"/> 円 = _____ 円 × () 戸 (上限) <input type="checkbox"/> 円 耐震診断・耐震改修計画策定見積額 () × 2/3	
	マ ン シ ョ ン	<input type="checkbox"/> 円 (上限) 1,000 m ² 以下の部分 () m ² × 2,400 円 1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下の部分 () m ² × 1,000 円 2,000 m ² 超の部分 () m ² × 700 円 <input type="checkbox"/> 円 耐震診断・耐震改修計画策定見積額 () × 2/3	
備 考			

【添付書類】

店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

耐震改修工事住宅概要書（個表）

（住宅耐震改修工事費補助）

住宅の名称			
住宅の所在地（地番）			1 所有者の住所と同一 2 所有者の住所と別
住宅の所有者	氏名		(所有者と申請者が異なる場合のみ記載) 生年月日 年 月 日
	住所	〒 電話	
申請者 <small>住宅所有者と申請者が異なる場合のみ記載</small>	氏名		所有者との関係
	住所	〒 電話	
工事監理者 又は施工者	事務所等名		
	担当者氏名	TEL	
建築確認年月日	年 月 日 第 号 ・ 不明		
検査済証	年 月 日 第 号 ・ 不明		
建築年月	年 月頃竣工		
形態種別	1 戸建住宅 棟数 棟、戸数 戸 2 その他共同住宅 戸（うち補助対象戸数 戸） 3 マンション 戸		
規模 <small>改修前：上段（ ）書き 改修後：下段</small>	地上（ ）階 地下（ ）階 塔屋（ ）階		
	建築面積（ ）㎡ 延べ面積（ ）㎡		
設備要件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口		
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積	㎡	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合 %
構造種別	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）		
備考			

【添付書類】

店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

耐震診断・耐震改修計画策定・耐震改修工事住宅概要書（個表）

（パッケージ補助）

住宅の名称			
住宅の所在地（地番）			1 所有者の住所と同一 2 所有者の住所と別
住宅の所有者	氏名		(所有者と申請者が異なる場合のみ記載) 生年月日 年 月 日
	住所	〒 電話	
申請者 <small>住宅所有者と申請者が異なる場合のみ記載</small>	氏名		所有者との関係
	住所	〒 電話	
建築確認年月日	年 月 日 第 号 ・ 不明		
検査済証	年 月 日 第 号 ・ 不明		
建築年月	年 月頃竣工		
形態種別	戸建住宅		
規模（改修前）	地上 階 地下 階 塔屋 階		
	建築面積	m ²	延べ面積 m ²
設備要件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口		
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積	m ²	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合 %
構造種別	木造		
改修前における耐震診断結果 ※	改修前 点 ・ 未診断 (補助対象は、評点が0.7未満と診断されたものに限る)		
事業予定額 (補助対象経費)	耐震診断	円	
	耐震改修計画策定	円	
	耐震改修工事（見込み）	円	
	計	円	

【添付書類】

店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

補助金 算定・精算書

住宅改修業者登録 兵住改 第 号
 所在地
 会社名
 代表者名

下記のとおり 見積り ・ 精算 致します。

(住宅耐震改修計画策定費補助、住宅耐震改修工事費補助)

住宅の所有者		
住宅の所在地		
住宅の建て方 ※1	・戸建住宅 ・その他共同住宅 ・マンション	
(その他共同住宅の場合)	住戸数(ア)	戸
	うち補助対象戸数(イ) ※2	戸
(マンションの場合)	住戸数(ア)	戸
	延べ面積(イ)	m ²
総工事費 (c)=(a)+(b)		円
補助対象工事費 (a)		円
その他工事費 (b)		円
控除前の補助金額※3 (f)		円
控除する補助金額※4 (g)		円
補助金額の計(h)=(f)-(g)		円

- ※1 住宅の建て方について、該当するものに○を付けてください。
- ※2 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては給与収入が1,395万円)以下の町民が所有する住宅の戸数を記入してください。
- ※3 住宅耐震改修工事費補助の交付申請に使用する場合は、以下の算定表に基づき算出した補助金額を記入してください。(住宅耐震改修計画策定費補助の場合は記入不要)
- ※4 この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」の補助金を過去に受けた住宅について、それら事業で交付を受けた補助金額を記載
- ※ 変更交付申請の際に使用する場合は、変更前を()書きで変更後の額の前に記載してください。
(例：(123,456) 234,567)

【控除前の補助金額(f)の算定表】

区分	補助金額
戸建住宅	((耐震改修工事に要する額(上限 1,437,500万円/戸)) × 4/5 (千円未満の端数切捨て))
その他共同住宅	(耐震改修工事に要する額(上限 562,500万円/戸)) × 4/5 (千円未満の端数切捨て)
マンション	(耐震改修工事に要する額(上限 51,700円/m ²)) × 1/2 (千円未満の端数切捨て)

【添付書類】

耐震改修工事費内訳書

耐震改修工事費内訳書 (例)

I. 直接工事費 内訳書

名 称	数量	単位	金 額	備 考
A. 補助対象工事				
直接工事費	1 -	式		
共通費・諸経費	1 -	式		
消費税	1 -	式		
合計(a)				
B. 補助対象外工事	1 -	式		
直接工事費	1 -	式		
共通費・諸経費	1 -	式		
消費税				
合計(b)				
総計(c)=(a)+(b)				
A. 補助対象工事費				
A-1 直接工事費				
(1)直接仮設工事	1 -	式		
(2)耐震補強工事 1	1 -	式		
(3)耐震補強工事 2	1 -	式		
(4)屋根工事	1 -	式		
() ...	1 -	式		
() ...	1 -	式		
() ...	1 -	式		
() ...	1 -	式		
A-2 共通費・諸経費	1 -	式		
A-3 消費税	1 -	式		
A 合計				
.....				

A. 補助対象工事費 内訳明細書

名 称	摘 要	数量	単 位	単価	金 額	備 考
(1)直接仮設工事						
墨出し			式			
足場			m ²			
養生			m ²			
…						
計						
(2)耐震補強工事 1	①和室 1					
構造用合板	t=12		m ²			
壁 部分解体			m ²			
床 部分解体			m ²			
天井部分解体			m ²			
壁 部分仕上			m ²			
床 部分仕上			m ²			
天井部分仕上			m ²			
片引きフラッシュドア	しな合板 W900*H1, 820		箇所			新設
計						
////////////////////////////////////						
(4) 屋根工事						
屋根ふき替え工事			m ²			
樋取替え工事	横樋 取替え工事		m			
計						
////////////////////////////////////						
()						
計						

補助金算定・精算書

事業者グループ名

所在地

会社名

代表者名

下記のとおり精算致します。

(パッケージ補助)

住宅の所有者		
住宅の所在地		
総費用 (f)=(e)+(d)	円	
補助 対象 経費	耐震診断費 (a)	円
	耐震改修計画策定費 (b)	円
	耐震改修工事費 (c)	円
	合計 (e)=(a)+(b)+(c)	円
補助対象外経費 (d)	円	

※1 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては給与収入が1,395万円）以下の県民が所有する住宅の戸数を記入してください。

※2 補助対象金額の内容が分かる内訳書を添付すること。

耐震改修内訳書 (例)

I. 耐震改修 内訳書

名 称	数量	単位	金 額	備 考
A. 住宅耐震診断費用				
住宅耐震診断費用	1	式		
消費税	1	式		
小計(a)				
B. 改修計画費用				
改修計画費用	1	式		
消費税	1	式		
小計(b)				
C. 補助対象工事				
直接工事費	1	式		
共通費・諸経費	1	式		
消費税	1	式		
小計(c)				
D. 補助対象外工事				
直接工事費	1	式		
共通費・諸経費	1	式		
消費税	1	式		
小計(d)				
総計(f)=(a)+(b)+(c)+(d)				
.....				
C. 補助対象工事				
C-1 直接工事費				
(1)直接仮設工事	1	式		
(2)耐震補強工事1	1	式		
(3)耐震補強工事2	1	式		
(4)屋根工事	1	式		
() ...	1	式		
C-2 共通費・諸経費	1	式		
C-3 消費税	1	式		
C 合計				

C. 補助対象工事 内訳明細書

名 称	摘 要	数量	単 位	単価	金 額	備 考
(1)直接仮設工事						
墨出し			式			
足場			m ²			
養生			m ²			
…						
計						
(2)耐震補強工事 1	①和室 1					
構造用合板	t=12		m ²			
壁 部分解体			m ²			
床 部分解体			m ²			
天井部分解体			m ²			
壁 部分仕上			m ²			
床 部分仕上			m ²			
天井部分仕上			m ²			
片引きフラッシュドア	しな合板 W900*H1,820		箇所			新設
計						
////////////////////////////////////						
(4) 屋根工事						
屋根ふき替え工事			m ²			
樋取替え工事	横樋 取替え工事		m			
計						
////////////////////////////////////						
()						
計						

耐 震 診 断 報 告 書

様

耐震診断者氏名

() 建築士 () 登録第 号

建築士事務所名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

様の所有されている住宅の耐震診断の結果について、下記のとおり改修前及び改修後の耐震診断が行われた旨を確認しましたので報告します。この報告書及び添付資料に記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 住宅の名称	
所在地	
2 耐震診断の方法	
3 改修前における耐震診断結果*1 評点 _____	(所見)
4 改修後における耐震診断結果 評点 _____	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
5 備考	

【添付資料】

耐震診断計算書 (改修前後)

猪名川町住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修工事費補助） **申請者用チェックシート**

実績報告書

提出時チェック

確認項目	確認結果
1. 補助事業実績報告書（様式第 11 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 申請者の住所（郵便番号）氏名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 上記代理人の住所（郵便番号）氏名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(3) 交付決定通知書との整合性（交付決定年月日、番号、補助金額等）	<input type="checkbox"/> 適
(4) 事業の着手年月日、完了年月日（契約書、領収書の日付との整合性） ・着手年月日の <u>上段は申請内容</u> 、下段（実績）は <u>契約書契約日</u> ・完了年月日の <u>上段は申請内容</u> 、下段（実績）は <u>領収書支払日</u>	<input type="checkbox"/> 適
2. 補助金精算書（様式第耐震 2 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 補助金 <u>算定・精算</u> 書 になっているか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 下記のとおり <u>見積り・精算</u> 致します になっているか	<input type="checkbox"/> 適
(3) 住宅耐震改修工事費補助が○で囲われているか	<input type="checkbox"/> 適
(4) 精算額は工事費内訳書と一致しているか	<input type="checkbox"/> 適
(5) 工事費内訳書（明細書）の検算	<input type="checkbox"/> 適
3. 交付決定通知書（写し）が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有
4. 耐震改修工事実施確認書（様式第耐震 4 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 工事確認者の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 交付決定の条件で指定した工事写真の添付（日付は適正か）	<input type="checkbox"/> 適
5. 耐震改修工事請負契約書（写し）及び領収書（写し）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 契約書原本と写しの整合性（ <u>提出時に原本提示</u> ）	<input type="checkbox"/> 適
(2) 契約日（ <u>交付決定通知年月日以降</u> となっているか）	<input type="checkbox"/> 適
(3) 交付申請時の見積額と契約額の相違 ※補助金額が変更となる場合は変更交付申請が必要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(4) <u>契約書と領収書の相違はないか（金額の一致が必要）</u>	<input type="checkbox"/> 適
(6) 契約書・領収書の金額は <u>全体契約額(1-(4)摘要)</u> と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(7) 問(6)対象外の時、契約書・領収書の金額は収支決算書計と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(8) 収入印紙が貼付されているか	<input type="checkbox"/> 適
6 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第耐震 5 - 2 号）	<input type="checkbox"/> 適
7 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
8 添付資料の順番はあっているか（上記 1～8 の順番）	<input type="checkbox"/> 適
9 補助金請求書（ <u>金額・住所・氏名のみ記入</u> 、日付は記入しない）	<input type="checkbox"/> 有
10 住宅耐震改修証明申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
11 固定資産税減額証明申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
12 H27 年度に対象範囲を拡大した、耐震改修工事以外の内装工事費等を補助対象工事費に含んでいるか	<input type="checkbox"/> 適

耐震改修工事実施確認書

本耐震改修工事は、 年 月 日付 第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、補助金交付決定通知書第6項に規定する耐震改修工事状況写真を添えて報告します。この確認書に記載の事項は事実と相違ありません。

確認者氏名

() 建築士 () 登録第 号

建築士事務所名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

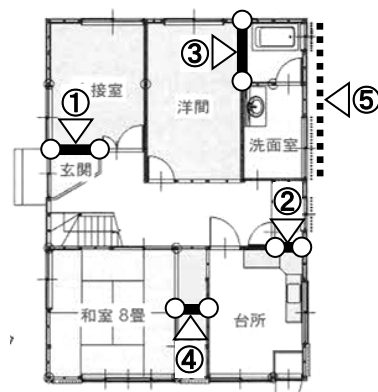
耐震改修工事状況写真（写真は次頁以降に添付）

1 住宅の名称	
所在地	〒
2 工事写真撮影箇所図※	

※ 工事写真撮影箇所図について

- (1) 右図の例にならって撮影箇所を図示してください（別紙可）。
- (2) 補強箇所を明示し、凡例を設ける等して適宜補強方法を付記してください。
- (3) 次頁以降の工事写真には、工事写真撮影箇所図の補強箇所番号を明示してください。

※補強内容
 ①構造用合板による壁補強
 ②構造用合板による壁補強
 ③筋交い(たすき掛け)による壁補強
 ④筋交い(片筋交い)、構造用合板による壁補強
 ⑤基礎補修(エポキシ樹脂)
 ※△は施工方向を表す
 ※○は接合部補強を行う箇所を表す



※ 工事写真について

- (1) 工事写真は次頁様式を参考に、改修前・工事中・改修後の写真を添付してください。

例) 構造用合板による補強、接合部補強を行う場合の写真例

改修前、接合部補強（柱頭左・柱頭右・柱脚左・柱脚右）、構造用合板（受材等設置、合板設置）、仕上

□ 設計確認書

提出時チェック□

確認項目	審査結果
1. 設計確認書（様式第 16 号）	—
(1) 耐震診断を行った建築士（耐震診断者）の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 補助対象経費の記載（補助対象経費は 50 万円以上か？）	<input type="checkbox"/> 適
2. チェックリスト	—
(1) 耐震設計を行った建築士（耐震診断者）の記名	<input type="checkbox"/> 適
3. 設計計算書	—
(1) 改修前後における耐震診断計算書の添付	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
4. 住宅耐震改修に係る図書	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
<input type="checkbox"/> 付近見取り図及び配置図	
<input type="checkbox"/> 平面図及び立面図（耐震改修前後）	
5. 耐震改修工事費見積書（補助対象工事範囲の妥当性）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外

猪名川町住宅耐震化促進事業（簡易耐震改修工事費補助） **申請者用チェックシート**

実績報告書

提出時チェック

確認項目	確認結果
1. 補助事業実績報告書（様式第 11 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 申請者の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 上記代理人の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(3) 交付決定通知書との整合性（交付決定年月日、番号、補助金額等）	<input type="checkbox"/> 適
(4) 事業の着手年月日、完了年月日（契約書、領収書の日付との整合性） ・着手年月日の <u>上段は申請内容</u> 、下段（実績）は <u>契約書契約日</u> ・完了年月日の <u>上段は申請内容</u> 、下段（実績）は <u>領収書支払日</u>	<input type="checkbox"/> 適
2. 補助金精算書（様式第耐震簡 2 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 精算額は工事費内訳書と一致しているか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 工事費内訳書（明細書）の検算	<input type="checkbox"/> 適
3. 交付決定通知書（写し）が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有
4. 耐震診断報告書（様式第耐震定 3 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 耐震診断を行った建築士（耐震診断者）の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 改修前後における耐震診断計算書の添付	<input type="checkbox"/> 適
5. 住宅耐震改修に係る図書（設計図書には建築士の記名）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 付近見取り図	<input type="checkbox"/> 適
(2) 配置図	<input type="checkbox"/> 適
(3) 平面図及び立面図（耐震改修前後）	<input type="checkbox"/> 適
(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書（詳細図、屋根伏図等）	<input type="checkbox"/> 適
(5) 作成日は適正か	<input type="checkbox"/> 適
6. 耐震改修工事実施確認書（様式第耐震簡 4 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 工事確認者の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 交付決定の条件で指定した工事写真の添付（日付は適正か）	<input type="checkbox"/> 適
7. 耐震改修計画策定及び工事請負契約書（写し）及び領収書（写し）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 契約書原本と写しの整合性（ 提出時に原本提示 ）	<input type="checkbox"/> 適
(2) 契約日（ 交付決定通知年月日以降となっているか ）	<input type="checkbox"/> 適
(3) 交付申請時の見積額と契約額の相違 ※補助金額が変更となる場合は変更交付申請が必要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(4) 契約書と領収書の相違はないか（金額の一致が必要）	<input type="checkbox"/> 適
(6) 契約書・領収書の金額は全体契約額(1-(4)摘要)と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(7) 問(6)対象外の時、契約書・領収書の金額は収支決算書計と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(8) 収入印紙が貼付されているか	<input type="checkbox"/> 適
8. 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第耐震 5 - 2 号）	<input type="checkbox"/> 適
9. 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
10. 添付資料の順番はあっているか（上記 1 ~ 10 の順番）	<input type="checkbox"/> 適
11. 補助金請求書（ 金額・住所・氏名のみ記入 、日付は記入しない）	<input type="checkbox"/> 有

耐震改修工事実績公表同意書

猪名川町長 様

住宅改修業者登録 兵住改 第 号
所在地
会社名
代表者名

下記のとおり、本工事の実績を公表することについて、同意します。

記

1 業者について

住宅改修業者登録番号、会社名、所在地、連絡先（TEL）、実施件数

2 工事内容について

住宅改修業者登録番号、会社名、工事場所(市町名のみ)、補助種別、建て方、構造、
建築年月、階数、戸数、延べ面積、改修前評点、改修後評点、補助対象経費、工事内容、
延べ面積当り評点上昇分当り補助対象経費※

※補助対象経費÷延べ面積÷（改修後評点－改修前評点）

耐震改修工事実績公表内容報告書

猪名川町長 様

住宅改修業者登録 兵住改 第 号
所在地 〒会社名
代表者名
連絡先 (TEL)

下記のとおり、本工事の実績について、報告します。

記

①	工事場所(市町名のみ)	
②	補助種別	<input type="checkbox"/> 住宅耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事費補助
③	建て方	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> マンション
④	構造	
⑤	建築年月	
⑥	階数	地上 階 地下 階
⑦	戸数	戸
⑧	延べ面積 (㎡)	㎡
⑨	改修前評点	
⑩	改修後評点	
⑪	補助対象経費 (円)	円
⑫	工事内容	<input type="checkbox"/> 基礎、柱、はり、耐力壁等の補強工事 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事 <input type="checkbox"/> 耐震改修以外の工事(補助対象経費に含んでいる場合のみ)
⑬	延べ面積当り評点上昇 分当り補助対象経費※	円

※補助対象経費(⑪)÷延べ面積(⑧)÷(改修後評点(⑩)-改修前評点(⑨))

猪名川町住宅耐震化促進事業（耐震改修計画・工事費パッケージ型補助）

実績報告書

提出時チェック

確認項目	確認結果
1. 補助事業実績報告書（様式第 11 号）	<input type="checkbox"/> 有
(2) 申請者の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 上記代理人の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(3) 交付決定通知書との整合性（交付決定年月日、番号）	<input type="checkbox"/> 適
(4) 事業の着手年月日、完了年月日（契約書、領収書の日付との整合性） ・着手年月日の <u>上段は申請内容</u> 、下段（実績）は <u>契約書契約日</u> ・完了年月日の <u>上段は申請内容</u> 、下段（実績）は <u>領収書支払日</u>	<input type="checkbox"/> 適
2. 補助金精算書（様式第耐震 2 - 2 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 精算額は工事費内訳書と一致しているか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 工事費内訳書（明細書）の検算	<input type="checkbox"/> 適
3. 交付決定通知書（写し）が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有
4. 耐震診断報告書（様式第耐震 3 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 耐震診断を行った建築士（耐震診断者）の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 改修前後における耐震診断計算書の添付	<input type="checkbox"/> 適
5. 住宅耐震改修に係る図書（設計図書には建築士の記名）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 付近見取り図	<input type="checkbox"/> 適
(2) 配置図	<input type="checkbox"/> 適
(3) 平面図及び立面図（耐震改修前後）	<input type="checkbox"/> 適
(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書（詳細図、屋根伏図等）	<input type="checkbox"/> 適
(5) 作成日は適正か	<input type="checkbox"/> 適
6. 耐震改修工事実施確認書（様式第耐震 4 号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 工事確認者の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 交付決定の条件で指定した工事写真の添付（日付は適正か）	<input type="checkbox"/> 適
7. 耐震改修計画策定及び工事請負契約書（写し）及び領収書（写し）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 契約書原本と写しの整合性（提出時に原本提示）	<input type="checkbox"/> 適
(2) 契約日（交付決定通知年月日以降となっているか）	<input type="checkbox"/> 適
(3) 交付申請時の見積額と契約額の相違 ※補助金額が変更となる場合は変更交付申請が必要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(4) 契約書と領収書の相違はないか（金額の一致が必要）	<input type="checkbox"/> 適
(5) 契約書及び領収書の名義（申請者と名義人に相違はないか）	<input type="checkbox"/> 適
(6) 契約書・領収書の金額は全体契約額(1-(4)摘要)と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(7) 問(6)対象外の時、契約書・領収書の金額は収支決算書計と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(8) 収入印紙が貼付されているか	<input type="checkbox"/> 適
8 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第耐震 5 - 2 号）	<input type="checkbox"/> 適
9 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
10 添付資料の順番はあっているか（上記 1 ~ 10 の順番）	<input type="checkbox"/> 適
11 補助金請求書（金額・住所・氏名のみ記入、日付は記入しない）	<input type="checkbox"/> 有

耐震改修住宅概要書（個表）

（簡易耐震改修工事費補助）

住宅の名称			
住宅の所在地（地番）			1 所有者の住所と同一 2 所有者の住所と別
住宅の所有者	氏名		(所有者と申請者が異なる場合のみ記載) 生年月日 年 月 日
	住所	〒 電話	
申請者 <small>住宅所有者と申請者が異なる場合のみ記載</small>	氏名		所有者との関係
	住所	〒 電話	
建築確認年月日	年 月 日 第 号 ・ 不明		
検査済証	年 月 日 第 号 ・ 不明		
建築年月	年 月頃竣工		
形態種別	1 戸建住宅 棟数 棟、戸数 戸 (うち補助対象戸数 戸) 2 その他共同住宅 戸 3 マンション		
規模（改修前）	地上 階 地下 階 塔屋 階		
	建築面積 m ² 延べ面積 m ²		
設備要件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口		
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積 m ²	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合 %	
構造種別	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）		
改修前における耐震診断結果 ※	改修前 点 ・ 未診断 (補助対象は、評点が0.7未満と診断されたものに限る)		
事業予定額 (補助対象経費)	耐震診断		円※
	耐震改修計画策定		円※
耐震改修工事（見込み）		円	
計		円	

※ 過去に当該住宅に対し、「住宅耐震改修計画策定費補助」を受けている場合は、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費は、補助の対象外となる。

【添付書類】

店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

補助金精算書

住宅改修業者登録 兵住改 第 号
 所在地
 会社名
 代表者名

下記のとおり精算致します。

(簡易耐震改修工事費補助)

住宅の所有者			
住宅の所在地			
住宅の建て方 ^{※1}		<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他共同住宅 <input type="checkbox"/> マンション	
	(その他共同住宅の場合)	住戸数(a)	戸
		うち補助対象戸数(b) ^{※2}	戸
	(マンションの場合)	住戸数(a)	戸
		延べ面積(b)	m ²
総費用 (f)=(e)+(d)		円	
補助 対象 経費	耐震診断費 (a)		円
	耐震改修計画策定費 (b)		円
	耐震改修工事費 (c)		円
	合計 (e) = (a)+(b)+(c)		円
補助対象外経費 (d)			円

※1 住宅の建て方について、該当するものに○を付けてください。

※2 所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては給与収入が 1,395 万円）以下の県民が所有する住宅の戸数を記入してください。

※3 補助対象金額の内容が分かる内訳書を添付すること。

耐震改修内訳書 (例)

I. 耐震改修 内訳書

名 称	数量	単位	金 額	備 考
A. 住宅耐震診断費用				
住宅耐震診断費用	1	式		
消費税	1	式		
小計(a)				
B. 改修計画費用				
改修計画費用	1	式		
消費税	1	式		
小計(b)				
C. 補助対象工事				
直接工事費	1	式		
共通費・諸経費	1	式		
消費税	1	式		
小計(c)				
D. 補助対象外工事				
直接工事費	1	式		
共通費・諸経費	1	式		
消費税	1	式		
小計(d)				
総計(f)=(a)+(b)+(c)+(d)				
.....				
C. 補助対象工事				
C-1 直接工事費				
(1)直接仮設工事	1	式		
(2)耐震補強工事 1	1	式		
(3)耐震補強工事 2	1	式		
(4)屋根工事	1	式		
() ...	1	式		
C-2 共通費・諸経費	1	式		
C-3 消費税	1	式		
C 合計				

C. 補助対象工事 内訳明細書

名 称	摘 要	数量	単 位	単価	金 額	備 考
(1)直接仮設工事						
墨出し			式			
足場			m ²			
養生			m ²			
…						
計						
(2)耐震補強工事 1	①和室 1					
構造用合板	t=12		m ²			
壁 部分解体			m ²			
床 部分解体			m ²			
天井部分解体			m ²			
壁 部分仕上			m ²			
床 部分仕上			m ²			
天井部分仕上			m ²			
片引きフラッシュドア	しな合板 W900*H1,820		箇所			新設
計						
////////////////////////////////////						
(4) 屋根工事						
屋根ふき替え工事			m ²			
樋取替え工事	横樋 取替え工事		m			
計						
////////////////////////////////////						
()						
計						

耐震診断報告書

様

耐震診断者氏名

() 建築士 () 登録第 号

建築士事務所名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

様の所有されている住宅の耐震診断の結果について、下記のとおり改修前及び改修後の耐震診断が行われた旨を確認しましたので報告します。この報告書及び添付資料に記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 住宅の名称	
所在地	〒
2 耐震診断の方法	
3 改修前における耐震診断結果※ ¹ 評点 _____	(所見)
4 改修後における耐震診断結果 評点 _____	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
5 備考	

【添付資料】

耐震診断計算書（改修前後）

耐震改修工事実施確認書

本耐震改修工事は、 年 月 日付 第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、補助金交付決定通知書第6項に規定する耐震改修工事状況写真を添えて報告します。この確認書に記載の事項は事実と相違ありません。

確認者氏名

() 建築士 () 登録第 号

建築士事務所名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

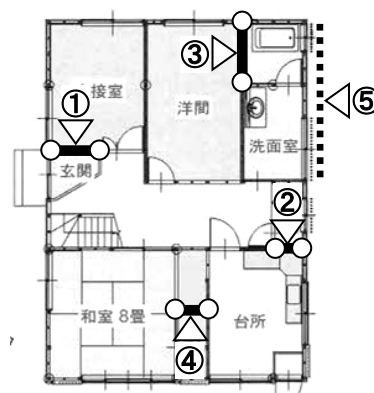
□ 耐震改修工事状況写真

1	住宅の名称		
	所在地	〒	
2	工事写真撮影箇所図※		

※ 工事写真撮影箇所図について

- (1) 右図の例にならって撮影箇所を図示してください（別紙可）。
- (2) 補強箇所を明示し、凡例を設ける等して適宜補強方法を付記してください。
- (3) 次頁以降の工事写真には、工事写真撮影箇所図の補強箇所番号を明示してください。

※補強内容
 ①構造用合板による壁補強
 ②構造用合板による壁補強
 ③筋交い(たすき掛け)による壁補強
 ④筋交い(片筋交い)、構造用合板による壁補強
 ⑤基礎補修(エポキシ樹脂)
 ※△は施工方向を表す
 ※○は接合部補強を行う箇所を表す



※ 工事写真について

- (1) 工事写真は次頁様式を参考に、改修前・工事中・改修後の写真を添付してください。

例) 構造用合板による補強、接合部補強を行う場合の写真例

改修前、接合部補強（柱頭左・柱頭右・柱脚左・柱脚右）、構造用合板（受材等設置、合板設置）、仕上

区分所有の共同住宅である場合	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
(1) 管理組合の議決等を経たことを証する書類	<input type="checkbox"/> 有
(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類	<input type="checkbox"/> 有
(3) (管理組合の理事長等が申請者の場合)理事長等を証する書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
(4) (店舗併用住宅の場合)住宅部分の補助対象経費算定に必要となる書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外

猪名川町住宅耐震化促進事業（シェルター型・屋根軽量化） **申請者用チェックシート**

実績報告書

提出時チェック

確認項目	確認結果
1. 補助事業実績報告書（様式第10号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 申請者の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 上記代理人の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(3) 交付決定通知書との整合性（交付決定年月日、番号、補助金額等）	<input type="checkbox"/> 適
(4) 事業の着手年月日、完了年月日（契約書、領収書の日付との整合性） ・着手年月日の上段は申請内容、下段（実績）は <u>契約書契約日</u> ・完了年月日の上段は申請内容、下段（実績）は <u>領収書支払日</u>	<input type="checkbox"/> 適
2. 補助金精算書（様式第耐震部分2号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 補助金 算定 ・ <u>精算</u> 書 になっているか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 下記のとおり <u>見積り</u> ・ <u>精算</u> 致します になっているか	<input type="checkbox"/> 適
(3) 対象となる工事費補助メニューが○で囲われているか	<input type="checkbox"/> 適
(4) 精算額は工事費内訳書と一致しているか	<input type="checkbox"/> 適
(5) 工事費内訳書（明細書）の検算	<input type="checkbox"/> 適
3. 交付決定通知書（写し）が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有
4. 耐震改修工事実施確認書（様式第耐震部分4号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 工事確認者の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 交付決定の条件で指定した工事写真の添付（日付は適正か）	<input type="checkbox"/> 適
5. 耐震改修工事請負契約書（写し）及び領収書（写し）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 契約書原本と写しの整合性（提出時に原本提示）	<input type="checkbox"/> 適
(2) 契約日 <u>（交付決定通知年月日以降となっているか）</u>	<input type="checkbox"/> 適
(3) 交付申請時の見積額と契約額の相違 ※補助金額が変更となる場合は変更交付申請が必要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(4) 契約書と領収書の相違はないか（金額の一致が必要）	<input type="checkbox"/> 適
(6) 契約書・領収書の金額は全体契約額(1-(4)摘要)と同じか？	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(7) 問(6)対象外の時、契約書・領収書の金額は収支決算書計と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(8) 収入印紙が貼付されているか	<input type="checkbox"/> 適
6. 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
7. 添付資料の順番はあっているか（上記1～7の順番）	<input type="checkbox"/> 適
8. 補助金請求書（金額・住所・氏名のみ記入、日付は記入しない）	<input type="checkbox"/> 有
9. 住宅耐震改修証明申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
10. 固定資産税減額証明申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外

- (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）
- (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類
- 3 様式第耐震部分3号(耐震診断報告書)
- 4 所得証明書の写し
- 5 住宅耐震改修に係る図書
 - (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
 - (2) 配置図
 - (3) 平面図、立面図（耐震改修前後）
 - (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書
- 6 改修工事に係る建築確認済証の写し（改修工事（増改築含む）に建築確認が必要な場合のみ）

補助金 算定・精算 書

住宅改修業者登録 兵住改 第 号
所在地
会社名
代表者名

下記のとおり 見積り ・ 精算 致します。

(シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助)

住宅の所有者			
住宅の所在地			
住宅の建て方 ^{※1}	・ 戸建住宅	・ 共同住宅	
(その他共同住宅の場合)	住戸数(a)		戸
	うち補助対象戸数(b) ^{※2}		戸
(マンションの場合)	住戸数(a)		戸
	延べ面積(b)		㎡
総工事費 (c)=(a)+(b)			円
補助対象工事費 (a)			円
その他工事費 (b)			円

※1 住宅の建て方について、該当するものに○を付けてください。

※2 所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては給与収入が 1,395 万円）以下の県民が所有する住宅の戸数を記入してください。

【添付書類】

耐震改修工事費内訳書

耐震改修工事費内訳書 (例)

I. 直接工事費 内訳書

名 称	数量	単位	金 額	備 考
A. 補助対象工事				
直接工事費	1 -	式		
共通費・諸経費	1 -	式		
消費税	1 -	式		
合計(a)				
B. 補助対象外工事	1 -	式		
直接工事費	1 -	式		
共通費・諸経費	1 -	式		
消費税				
合計(b)				
総計(c)=(a)+(b)				
A. 補助対象工事費				
A-1 直接工事費				
(1)直接仮設工事	1 -	式		
(2)耐震補強工事1	1 -	式		
(3)耐震補強工事2	1 -	式		
(4)屋根工事	1 -	式		
() ...	1 -	式		
() ...	1 -	式		
() ...	1 -	式		
() ...	1 -	式		
A-2 共通費・諸経費	1 -	式		
A-3 消費税	1 -	式		
A 合計				
.....				

A. 補助対象工事費 内訳明細書

名 称	摘 要	数量	単 位	単価	金 額	備 考
(1)直接仮設工事						
墨出し			式			
足場			m ²			
養生			m ²			
…						
計						
(2)耐震補強工事 1	①和室 1					
構造用合板	t=12		m ²			
壁 部分解体			m ²			
床 部分解体			m ²			
天井部分解体			m ²			
壁 部分仕上			m ²			
床 部分仕上			m ²			
天井部分仕上			m ²			
片引きフラッシュドア	しな合板 W900*H1,820		箇所			新設
計						
////////////////////////////////////						
(4) 屋根工事						
屋根ふき替え工事			m ²			
樋取替え工事	横樋 取替え工事		m			
計						
////////////////////////////////////						
()						
計						

耐 震 工 事 事 業 計 画 書

様

施工者 住宅改修業者登録 兵住改 第 号
 所 在 地
 会 社 名
 代 表 者 名

様の所有されている住宅の耐震改修工事の計画は下記のとおりですので報告します。
 記

1 住宅の名称															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">所在地</td> <td style="padding: 2px;">〒</td> </tr> </table>	所在地	〒													
所在地	〒														
2 耐震改修の概要	(補強方式) <input type="checkbox"/> シェルター型工事 <input type="checkbox"/> 非常に重い屋根を軽い屋根に軽量化する工事 <input type="checkbox"/> 重い屋根を軽い屋根に軽量化する工事 <input type="checkbox"/> 非常に重い屋根を重い屋根に軽量化する工事 (補強内容)														
3 改修前の診断結果 (総合評点)	改修前 点 ※屋根軽量化工事費補助の対象は、改修前の上部構造評点が下表以上となるものに限る <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">屋根の仕様</th> <th rowspan="2">上部構造評点</th> </tr> <tr> <th>改修前</th> <th>改修後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に重い屋根</td> <td>軽い屋根</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>重い屋根</td> <td>軽い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>非常に重い屋根</td> <td>重い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	屋根の仕様		上部構造評点	改修前	改修後	非常に重い屋根	軽い屋根	0.4	重い屋根	軽い屋根	0.5	非常に重い屋根	重い屋根	0.5
屋根の仕様		上部構造評点													
改修前	改修後														
非常に重い屋根	軽い屋根	0.4													
重い屋根	軽い屋根	0.5													
非常に重い屋根	重い屋根	0.5													
4 備 考															

※ 改修前の住宅の診断結果について次のいずれかを添付してください。

- 1 平成 12 年度から 14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」の診断結果
- 2 平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」の診断結果
- 3 新たに現況住宅の一般診断を行った場合は、当該耐震診断計算書（診断者の記名のあるものに限る。）

耐震改修工事実施確認書

本耐震改修工事は、 年 月 日付 第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、補助金交付決定通知書第6項に規定する耐震改修工事状況写真を添えて報告します。この確認書に記載の事項は事実と相違ありません。

確認者氏名

() 建築士 () 登録第 号

建築士事務所名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

耐震改修工事状況写真

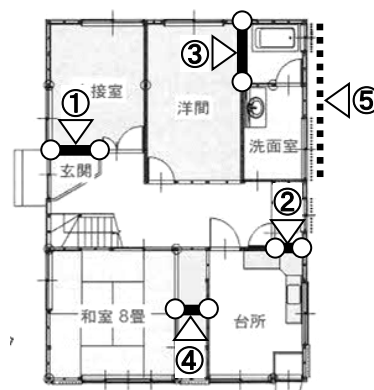
1	住宅の名称	
	所在地	
2	工事写真撮影箇所図*	

※ 工事写真撮影箇所図について

- (1) 右図の例にならって撮影箇所を図示してください (別紙可)。
- (2) 補強箇所を明示し、凡例を設ける等して適宜補強方法を付記してください。
- (3) 次頁以降の工事写真には、工事写真撮影箇所図の補強箇所番号を明示してください。

※補強内容

- ①構造用合板による壁補強
- ②構造用合板による壁補強
- ③筋交い(たすき掛け)による壁補強
- ④筋交い(片筋交い)、構造用合板による壁補強
- ⑤基礎補修(エポキシ樹脂)
- ※△は施工方向を表す
- ※○は接合部補強を行う箇所を表す



※ 工事写真について

- (1) 工事写真は次頁様式を参考に、改修前・工事中・改修後の写真を添付してください。

例) 構造用合板による補強、接合部補強を行う場合の写真例

改修前、接合部補強 (柱頭左・柱頭右・柱脚左・柱脚右)、構造用合板 (受材等設置、合板設置)、仕上

住宅概要書

補助対象		□建替・□防災ベッド	
申請者等	申請者氏名	TEL	
	申請者住所		
	所得	年度所得 円	
(防災ベッドを設置する住宅) 除却する住宅	所有者氏名	(申請者との関係)	
	居住者氏名※	(所有者との関係)	
	所在地		
	築年月		
	構造・階数	構造 階数	
	耐震診断結果	「危険」・「やや危険」(評点又は Is 値)	
(防災ベッドの場合記入不要) 新たに建築する住宅	所有予定者		
	居住予定者		
	設計者	氏名 建築士資格 ()	
	耐震基準適合証明者	現行の建築基準法に適合していることを証明します。 氏名 建築士資格 ()	
	工事費見積額	合計	
		内訳 除却費 () 建築費 ()	
工事完了予定年月日			
(建替の場合記入不要) 防災ベッド	製造者・名称等		
	設置費見積額		

※居住者は代表者